

「はっきり言うことが 行政のやるべきこと」

「公助の中に僕はもう一つ、大事な概念があると思います。行政対応の限界っていうのははっきり言ってください。県庁も役場も、堤防を整備しているのは、30年確率、50年確率、100年確率ですと言った段階で、それを越えるものは初めから守ることができませんと断言しているに等しいのです。」

「守りきるなんて言うてはだめです。初めから守りきるつもりはないのだから、はっきり言うことが行政のやるべきことです。」

片田敏孝教授の発言
(平成20年12月13日 流域治水シンポジウム)



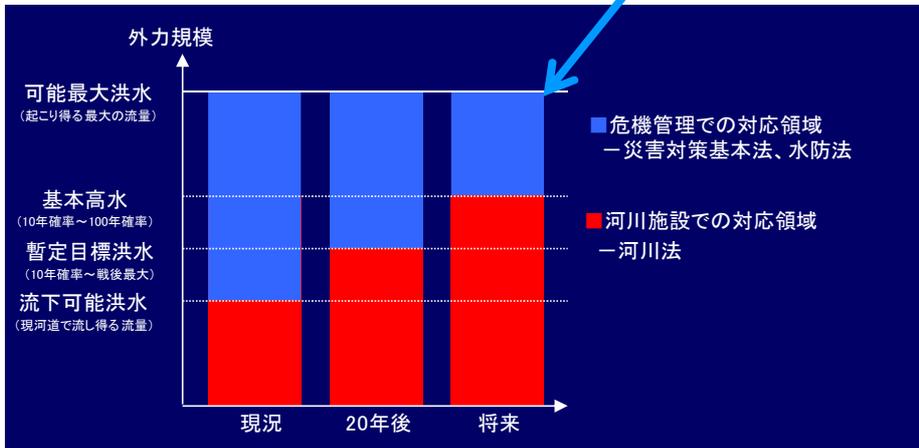
水害時に人命被害が生じる要因 ～人命被害回避のための状況把握～

1. 河川整備の遅れ、限界
2. 水防活動、避難行動の遅れ、限界
3. 危険箇所での無防備な市街化

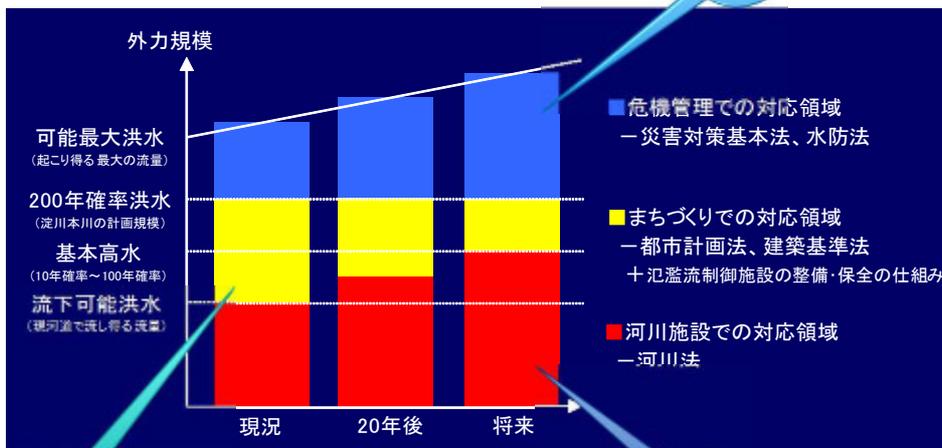


「川づくり治水」

■ 現状(制度上の)の役割分担のイメージ



「川づくり治水」 + 「まちづくり治水」

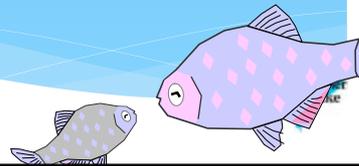


3

1

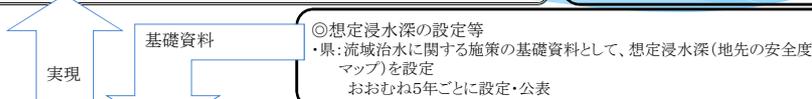
8. 滋賀県流域治水の推進に関する条例のポイント

■先人の知恵のバイバル、災害文化の制度化



滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要

- ◎前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義 ・条例を制定する目的
- ◎目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する
- ◎総則
 - ・用語の定義
 - ・基本理念
 - ・県、県民、事業者の責務



なごす

◎河川における氾濫防止対策

- ・知事:管理する河川の整備を行う。(浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮)
- ・河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
- ・流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
- ・当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

ためる

◎集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等:森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・公園、運動場、建築物等の所有者等:雨水貯留浸透機能の確保

◎氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水警戒区域における建築規制
- ・区域(200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域)は、住民・市町長・流域治水推進審議会(新設)の意見をふまえて指定
- ・指定区域においては、知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可
- ・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない(対策が講じられる場合を除く)
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

◎浸水に備えるための対策

- ・県:避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民:日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者:宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、浸水警戒区域の指定に関する事項や浸水被害の回避・軽減に必要な取組を検討

とどめる

◎雑則

- ・財政上の措置
- ・施策実施状況の議会への報告
- ・市町条例との関係

そなえる

◎罰則(当分の間適用しない)

- ・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

※下線部は当初案からの主な追加・変更箇所

ためる

雨水貯留浸透機能の確保

71

先人の知恵

滋賀県流域治水条例(第10,11条)

農地等での雨水の貯留浸透

建物、公園、運動場などの管理者等が、雨水を貯めたり浸透させたりすることを努力義務化

引き続き、県は率先取り組み！



▲滋賀県南部総合庁舎(草津市)
玄関にも雨水貯留タンクを設置しています



▲高時小学校(長浜市)
ビオトープ兼用の雨水貯留施設

そなえる

リスク情報の周知

72

先人の知恵

滋賀県流域治水条例(第29条)

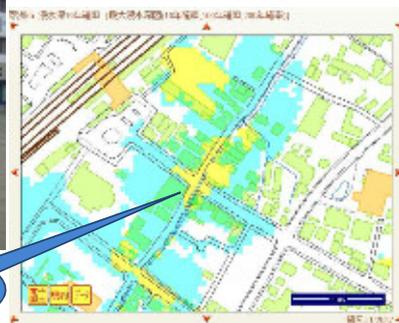
頻繁な洪水の経験

宅地建物取引業者は、宅建取引時に、取引の相手方に水害リスク情報を提供することを努力義務化

県土地開発公社、財政課公有財産担当、
企業誘致推進室等は、率先実施中



写真の箇所



普段は水害に無縁に見える街も、大雨のときには浸水する(右:平成25年台風18号時)

73

「知ろう知らせよう！水害リスク」キャンペーン



6:13

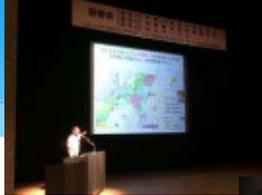
“水害リスクの説明”始まる



6:14

不動産会社の担当者

少しでもお客様の役に立てたい



ポスター貼付→
(宅建協会本部前の写真)

←9/1放映
おうち発610



包括的連携協定締結企業でのチラシ配布



(写真は全日本不動産協会での研修会の様子。宅建協会においても実施)

74

そなえる 人づくりでも治水

先人の知恵

- * 災いをやり過ごす知恵の伝承



ガードレールがないので、浸水時は水路に落ちる危険があるなあ・・・
(近江八幡市馬淵小学校 4年生)



お年寄りが避難所まで行けるか？
(H24 草津市民によるワークショップ)

滋賀県流域治水条例(第30～34条)

- * 県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育等に努める
- * 水害に強い地域づくり協議会
- * 出前講座



先人の知恵

特性に応じた土地利用



水がたまりやすく、用水が確保しやすい土地は水田として利用

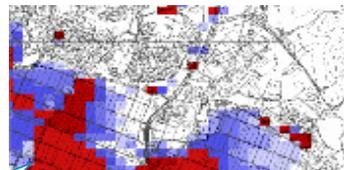
堤防沿いの高台は住宅

「地先の安全度マップ」を都市計画法施行令第8条の関連通達の運用に活用

滋賀県流域治水条例(第24条)

10年確率の降雨(時間雨量50mm、24時間170mm)の際に50cm以上の浸水が予想される区域は、新たに市街化区域には含めない。

- ただし、対策がされていればOK。



床上浸水の年発生確率

2年に1度	赤
10年に1度	赤
30年に1度	赤
50年に1度	赤
100年に1度	赤
200年に1度	赤

先人の知恵

住宅の嵩上げ



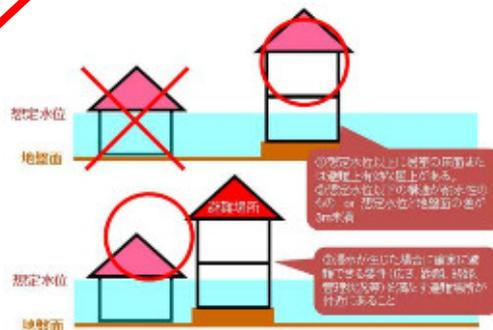
浸水が始まっていたら、状況に応じて建物の2階以上や近所の高い建物へ避難しましょう。



↑京都市防災マップより

滋賀県流域治水条例(第13~23条)

知事は、水害リスクの高い区域を「浸水警戒区域」に指定し、区域内での住居等の建築に際しては耐水化構造をチェック(第5章)



建築規制とは、知事が①~③を確認する制度のことです。

先人の知恵

水害リスクの増減を意識した交通路整備(新幹線など)

米原市 昭和34年度の河台

* 事業者は、盛土構造物の設置等により、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。



米原市

避溢橋



長浜市高月町

避溢橋



防災に関する国の施策の流れ
～ハード整備だけでなくソフト対策でも命を守る～

	土砂災害防止法	津波防災地域づくり法	滋賀県流域治水条例
契機	H11.6.29 広島豪雨災害 24名死亡	H23.3.11 東日本大震災	近隣府県で大水害が頻発する状況の中、水害リスク情報を明らかにしたこと。
開発規制・建築規制を導入した経緯	「すべて対策工事により安全を確保していくとした場合には、膨大な時間と費用が必要になると見込まれる。」(土砂災害防止基本指針)	「構造物の防災機能にのみ依存することの限界が改めて認識された。」(国土交通白書) 「災害には上限がない」(津波防災まちづくりの考え方) ↓ 発生頻度と被害の大きさにより「レベル1」と「レベル2」に分類 (東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告)	「河川などの治水施設の整備は、根幹的な治水対策として今後も強力に推進していきますが、近年の厳しい財政状況もあり、整備完了までには相当の期間が必要です。」 「一方で、整備途上や、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。」(滋賀県流域治水基本方針)

滋賀県流域治水政策のあゆみ ～流域治水基本方針ができるまで～

- 2006.9 流域治水政策室 設置(嘉田県政誕生直後)
- 2006.10～ 水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会 庁内組織
- 2007.7～2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) 市町
- 2008.2～2009.3 流域治水検討委員会(住民会議) 提言('08.12)
- 2009.1～2010.5 流域治水検討委員会(学識者部会) 提言('10.5)
- 2011.3 パブリックコメント
- 2011.4 流域政策局 設置(流域治水政策室、広域河川政策室、
河川・港湾室、琵琶湖不法占用対策室、水源地対策室)
- 2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) および、
琵琶湖流域治水推進部会の承認を得て、
『滋賀県流域治水基本方針(案)』を策定(滋賀県議会)
- 2011.6 報告から議決事件へ変更(議会の関与強化)
- 2012.3 議決『滋賀県流域治水基本方針』の策定



80

滋賀県流域治水条例の審議の歩み

- 2012.3 『滋賀県流域治水基本方針』県議会議決。基本方針策定
- 2012.9～2013.8 「地先の安全度マップ」公表(一部市長の抵抗)
- 2013.5～条例要綱案公表、パブリックコメントの実施
- 2013.9.16 台風18号襲来(A)
- 2013.9.18 9月県議会に条例案を提案 継続審議となる(B)
 - <理由> ①住民や地元への説明が不十分
 - ②住民への罰則規定が問題である
 - ③具体的な河川整備計画を作ること
- 2013.12 11月県議会 再度、継続審議となる(B)
 - <理由> 関係住民への更なる説明が必要
- 2014.2.18 2月県議会 条例案を撤回、修正案を提案
 - <撤回理由> (A)(B)(C)をふまえ、一部修正するため
- 2014.3.24 2月県議会 『流域治水の推進に関する条例』議決
- 2014.3.31 条例公布・施行
(2014年5月7日 嘉田引退表明)

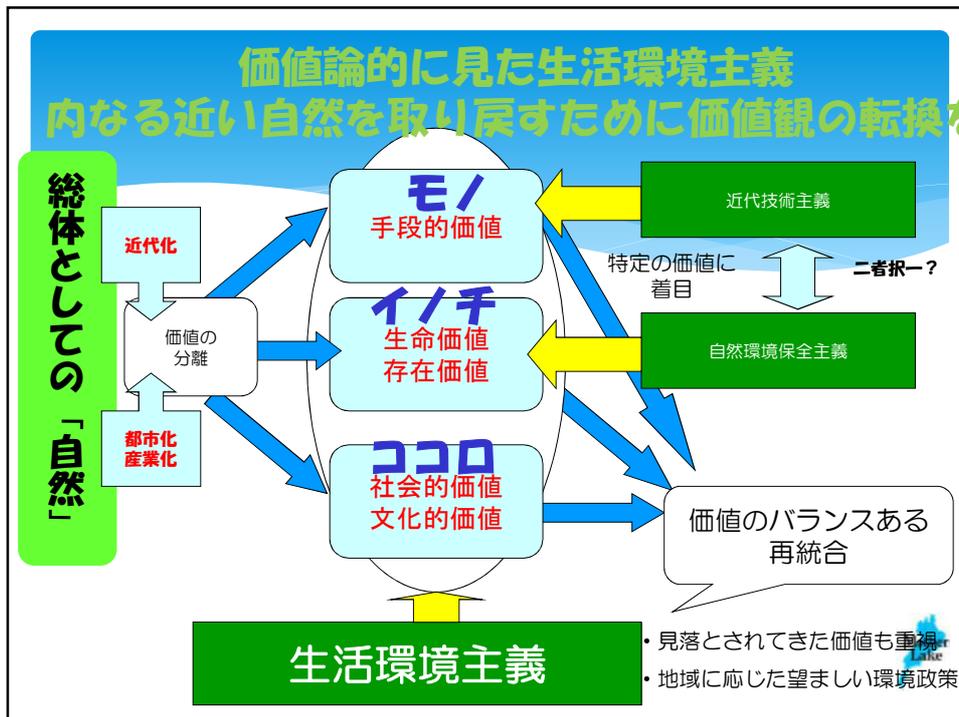


なぜ流域治水条例制定に8年もかかったのか？ なぜ、放射性物質の拡散シミュレーションに抵抗 があったのか？

- (1) リスクを住民に伝えると「**人心を混乱におとしめる**、リスクは対策が完全であってはいじめて公開できる」という政治家の精神構造。
- (2) 行政としての保護責任を自覚していて、一見正しい行政態度とも思える。しかし現実には「想定外」の災害が起きる。どうするか？
- (3) 治水対策として「ダムをつくれればいかなる洪水でも**枕を高くして**眠れる。これで安心。洪水は撲滅できる」という意識を社会的にひろめてきた。そしてダム推進政治家が選挙で票集めをした。
- (4) しかし実態は、いかなる洪水どころか10年確率の洪水でさえ、**ハード設備で対応することはしきれない**。(滋賀県100年かかる)
- (5) 行政だけが水害を防ぐのではない。住民の「自助」「共助」があってこそ、行政の「公助」が意味をもつ。

滋賀県議会、滋賀県市長会 でのリスク対応をめぐる嘉田批判

- (1) 「地先の安全度」というリスク情報を県民に提示して、避難体制をつくる、というのは嘉田の「**学者としてのマスタベーション**」。県はダムをつくり河川改修をして徹底的に水害をハードで防ぐべき」と強固に主張(O市市長)。
- (2) 県議会では、「**洪水は川の中に閉じ込めるのが知事の仕事**。堤防からあふれる洪水を想定するのは知事の河川管理者としての責任のがれ」(A議員)。ダム中止・凍結の嘉田政策の批判。ダムに入れる税金の10分の1で同じ治水効果(大戸川ダム等)
- (3) 放射性物質の公開でも、一部の市長から「おきるかどうかわからない原発事故を想定して汚染図を出すのは**人心を混乱におとしめる**。市長としては絶対に公開の合意をしない」。「市民であると同時に県民である県民に対してリスクを知らせることが知事の責務」と強調して公開にふみきる。



「天台薬師の池」 琵琶湖

～神と仏がまもる、清らかな「水の浄土」～

命はぐくみ、命守る、未来世代へ

これからの環境保全は、地域の誇り、
地域への愛情が基盤となしてほしい

「知行合一」の研究・政治連携へ

ご清聴ありがとうございました